

警視庁交通総務課交通安全対策第二係長講話

はじめに

これは、平成 30 年 1 月 12 日(金)の定例会議において辻 泰宏係長様から頂いた講話及びパンフレットの要旨を記述したものである。第二係は自転車を担当している。

■ 昨年の都内における交通事故の概要

人身事故は 32,845 件(前年+356 件)で、うち負傷者数は 38,025 人(同+265 人)であり、17 年振りに増加した。また、死者数は 164 人(同+5 人)で、3 年振りに増加した。また、自転車事故は 11,901 件(同+683 件)で、自転車乗車中の死亡者数は 28 人(同△8 人)であった。

■ 自転車事故の特徴

出会頭の事故が最も多く、約半数を占める。特に裏路地の信号機のない交差点で発生している。大きな道に対して、通り慣れた道であり、「一時停止」の標識に従わない者が多い。

年齢別に見ると、30 歳代、40 歳代及び 65 歳以上の高齢者に多い。

■ 自転車講習制度

平成 27 年 6 月にできた。昨年、都内では 38 名が受講した。3 時間で 5,700 円。1 回違反すると、登録される。2 年半で約 1 万人となった。

■ 「自転車安全運転モデル企業」について

社会人は、小中高生と比べると交通安全教育を受ける機会が少ないため、警視庁では、平成 25 年 4 月からこの制度を始めた。現在 83 企業が参加しており、1 月末で 86 企業になる予定である。自転車利用者(通勤又は業務)が 10 人以上いることが条件であるが、途中で減少しても可。道交法上の安全運転管理者の兼務も可。

- 「自転車安全運転モデル企業」は、次の基準を満たし、真に他の企業の模範となるにふさわしいことが指定の条件である。

- ① 自転車利用者(通勤又は業務)が 10 人以上いること。
- ② 自転車の安全利用について管理する者が置かれていること。
- ③ 自転車安全利用に関する社内規則を制定していること。
- ④ 自転車を利用する従業員に対し、年 1 回以上、自転車の交通安全に関する指導教育を実施すること。

- 指定を受けた場合の特典

- ① 警視庁から「指定書」が交付され、(一財)東京都交通安全協会から「指定章」として盾が贈呈される。
- ② 指定された企業は、警視庁ホームページで紹介される。
- ③ 自転車安全利用モデル企業指定シールが提供され、従業員の使用する自転車に添付することができる。
- ④ モデル企業の安全推進担当者を対象に開催する「自転車安全利用管理者講習」の受講ができる。
- ⑤ 同講習の参加者には、東京都交通安全協会から「自転車安全教育指導員」とする認定証が交付される。

- その他

- ・ モデル企業の申請は、所轄署又は警視庁交通総務課第二係に行う。
- ・ 社内規則(保険、点検、その他)については、警察に「ひな形」がある。
- ・ 細部は、警視庁 H/P⇒交通安全⇒交通事故防止を検索されたい。

以上